

七〇、九四九	八一、三一〇
二二三、八七五	二三三、〇〇九
二四、一一九	一二、四九九
四一四、九三一	四四八、五五三
一〇、九八一	一二一、四八一
五八一、八一五	六〇七、八五一
四七、一四五	五一、三七一
二、三四八	二、三七一
六四、一〇一	七二、九五三
二一、一四二	二三、九五一
五六、六〇六	六〇、一〇一
一四六、八六二	一五七、七四六
一二二、三一〇	一二三、五二二

五八一、八一五	六〇七、八五一
四七、一四五	五一、三七一
二、三四八	二、三七一
六四、一〇一	七二、九五三
二一、一四二	二三、九五一

○農林水産省、厚生労働省、経済産業省 告示第七号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第十三条
第一項第三号の規定に基づき、平成十一年十二月農林水産省、通商産業省、告示第十九号（容器包装
に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定め
る量を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 林 芳正
経済産業大臣 茂木 敏充
環境大臣 石原 伸晃

環境大臣 石原 伸晃

農林水産大臣 林 芳正

経済産業大臣 茂木 敏充

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 林 芳正

経済産業大臣 茂木 敏充

環境大臣 石原 伸晃

農林水産大臣 林 芳正

経済産業大臣 茂木 敏充

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 林 芳正

経済産業大臣 茂木 敏充

年度（平成）	再商品化がされる無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み (単位 千トン)	商生省 令第一号。以下「規則」という。)第四条第一号に定める分別基準適合物(以下「無色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という。)
二十六	一七〇	1 各年度において再商品化がされる量の見込み
二十七	一七〇	平成二十六年度から平成三十年度までの各年度において再商品化がされる無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。
二十八	一七〇	2 再商品化をするための施設の設置に関する事項
二十九	一七〇	無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量は、別表第一の所在地の欄に掲げる都道府県に、平成二十五年九月三十日現在、設置されている。
三十	一七〇	3 再商品化の具体的方策に関する事項
		無色のガラス製容器に係る分別基準適合物は、カレットを得るための施設（以下「カレット化施設」という。）において、破碎、洗浄、異物の除去その他の処理をし、カレットを得ることにより再商品化がされる。当該カレットは、ガラス製容器を始めとするガラス製品、ガラス繊維、窯業製品、土木建築材等の原材料として利用されるほか、製品としてそのまま利用される。
		4 その他再商品化の実施に関する重要な事項
		無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。
		二 規則第四条第一号に定める分別基準適合物（以下「茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という。）
1	各年度において再商品化がされる量の見込み	平成二十六年度から平成三十年度までの各年度において再商品化がされる茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度(平成)	再商品化がされる茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み(単位千トン)
二十六	一八〇
二十七	一八〇
二十八	一八〇
二十九	一八〇
三十	一八〇

2 再商品化をするための施設に関する事項

茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第一の所在地の欄に掲げる都道府県に、平成二十五年九月三十日現在、設置されている。

3 再商品化の具体的方策に関する事項

茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物は、カレット化施設において、破碎、洗浄、異物の除去その他の処理をし、カレットを得ることにより再商品化がされる。当該カレットは、ガラス製容器を始めとするガラス製品、ガラス繊維、窯業製品、土木建築材等の原材料として利用されるほか、製品としてそのまま利用される。

4 その他再商品化の実施に関し重要な事項

茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

三 規則第四条第三号に定める分別基準適合物(以下「その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という)

各年度において再商品化がされる量の見込み

平成二十六年度から平成三十年度までの各年度において再商品化がされるその他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度(平成)	見込み(単位千トン)
二十六	一六〇
二十七	一六〇
二十八	一六〇
二十九	一六〇
三十	一六〇

2 再商品化をするための施設に関する事項

茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第一の所在地の欄に掲げる都道府県に、平成二十五年九月三十日現在、設置されている。

3 再商品化の具体的方策に関する事項

紙製容器包装に係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。

(1) 紙製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設において、異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。当該製紙原料等は、紙、板紙又はパルプモールドの原材料として利用される。

また、当該製紙原料等を除いた選別後の分別基準適合物については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成七年政令第四百十一号。以下「令」という)第一条第一号に掲げる燃料として利用される製品(以下「固形燃料又はフラフ燃料」という)を得るために施設において、圧縮又は破碎その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

(2) 古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解纖物等を得るために施設において、異物の除去及び選別をした後、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解纖物等の原材料として利用できる選別後の分別基準適合物については、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解纖物等を得るために施設において、破碎、成形加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解纖物等を得ることにより再商品化がされる。

また、当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解纖物等を得るために施設において、圧縮又は破碎その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得るために施設において、異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。

(3) 製紙原料等を得るために施設において、異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。当該製紙原料等は、紙、板紙又はパルプモールドの原材料として利用される。

3 再商品化の具体的方策に関する事項

その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物は、カレット化施設において、破碎、洗浄、異物の除去その他の処理をし、カレットを得ることにより再商品化がされる。当該カレットは、ガラス製容器を始めとするガラス製品、ガラス繊維、窯業製品、土木建築材等の原材料として利用されるほか、製品としてそのまま利用される。

年度(平成)	再商品化がされる紙製容器包装に係る分別基準適合物の量の見込み(単位千トン)
二十六	二五三
二十七	二五三
二十八	二五三
二十九	二五三
三十	一五三

4 その他再商品化の実施に関する事項

その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

規則第四条第四号に定める分別基準適合物(以下「紙製容器包装に係る分別基準適合物」という)各年度において再商品化がされる量の見込み

平成二十六年度から平成三十年度までの各年度において再商品化がされる紙製容器包装に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度(平成)	再商品化がされる紙製容器包装に係る分別基準適合物の量の見込み(単位千トン)
二十六	二五三
二十七	二五三
二十八	二五三
二十九	二五三
三十	一五三

2 再商品化をするための施設に関する事項

紙製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第二から別表第四までの所在地の欄に掲げる都道府県に、平成二十五年九月三十日現在、設置されている。

3 再商品化の具体的方策に関する事項

紙製容器包装に係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。

(1) 紙製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設において、異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。当該製紙原料等は、紙、板紙又はパルプモールドの原材料として利用される。

また、当該製紙原料等を除いた選別後の分別基準適合物については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成七年政令第四百十一号。以下「令」という)第一条第一号に掲げる燃料として利用される製品(以下「固形燃料又はフラフ燃料」という)を得るために施設において、圧縮又は破碎その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

(2) 古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解纖物等を得るために施設において、異物の除去及び選別をした後、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解纖物等の原材料として利用できる選別後の分別基準適合物については、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解纖物等を得るために施設において、破碎、成形加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解纖物等を得ることにより再商品化がされる。

また、当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解纖物等を得るために施設において、圧縮又は破碎その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得るために施設において、異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得るために施設において、破碎、成形加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解纖物等を得ることにより再商品化がされる。

(3) 製紙原料等を得るために施設において、異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得るために施設において、破碎、成形加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解纖物等を得るために施設において、異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得るために施設において、破碎、成形加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解纖物等を得ることにより再商品化がされる。

また、当該製紙原料等を除いた選別後の分別基準適合物のうち、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解纖物等の原材料として利用できるものについては、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解纖物等を得るために施設において、破碎、成形加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解纖物等を得るために施設において、破碎、成形加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解纖物等を得ることにより再商品化がされる。

五 規則第四条第五号に定める分別基準適合物（以下「ペットボトルに係る分別基準適合物」という。） 各年度において再商品化がされる量の見込み		六 規則第四条第六号に定める分別基準適合物（以下「プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物」という。） 各年度において再商品化がされる量の見込み	
平成二十六年度から平成三十年度までの各年度において再商品化がされるペットボトルに係る 分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれ る。		紙製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものと する。	
1 分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれ る。		さらに、当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解纖物等の原材料を除いた選別後の 分別基準適合物については、固形燃料又はフラフ燃料を得るために施設において、圧縮又は破 碎その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。	
2 再商品化がされるペットボトルに係る分別基準適合物の量の見込み（単位 千トン）		4 紙製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものと する。	
年度（平成）		5 規則第四条第五号に定める分別基準適合物（以下「ペットボトルに係る分別基準適合物」という。） 各年度において再商品化がされる量の見込み	
二十六	四一九	一、三四九	一、三四六
二十七	四二一	一、三四八	一、三四七
二十八	四四九	一、三四九	二十六
二十九	四五〇	一、三四八	二十七
三十	四七一	一、三四六	二十八

1 再商品化をするための施設の設置に関する事項		2 再商品化をするための施設の設置に関する事項	
再商品化をするための施設は、別表第五の所在地の欄に ペットボトルに係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第五の所在地の欄に 掲げる都道府県に、平成二十五年九月三十日現在、設置されている。		再商品化をするための施設は、別表第六の所在地の欄に掲げる都道府県に、平成二十五年九月三十日現在、設置されてい る。	
3 再商品化の具体的方策に関する事項		3 再商品化の具体的方策に関する事項	
再商品化をするための施設において、異物の除去、洗浄、 破碎その他の処理をし、フレーク又はペレット等のプラスチック原料を得ることにより再商品 化がされる。当該プラスチック原料は、プラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用さ れる。		再商品化をするための施設において、白色の発泡スチロール製食品用トレーに係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。 イに係る分別基準適合物に対し、異物の除去、破碎その他の処理をし、減容顆粒品又はインゴットを得ることにより再商品化がされる。当該減容顆粒品及びインゴットは、ペレットを得たために利用され、当該ペレットは、発泡スチロール製食品用トレイその他プラスチック製品等の原材料として利用される。	
(1) フレーク又はペレット等のプラスチック原料を得るための施設において、異物の除去、洗浄、 破碎その他の処理をし、フレーク又はペレット等のプラスチック原料を得ることにより再商品 化がされる。当該プラスチック原料は、プラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用さ れる。		(1) 減容顆粒品又はインゴットを得るための施設において、白色の発泡スチロール製食品用トレーに係る分別基準適合物に対し、異物の除去、破碎その他の処理をし、減容顆粒品又はインゴットを得ることにより再商品化がされる。当該減容顆粒品及びインゴットは、ペレットを得たために利用され、当該ペレットは、発泡スチロール製食品用トレイその他プラスチック製品等の原材料として利用される。	
(2) ペットボトル等の原料となるポリエチレン原料（ビス（一ヒドロキシエチル）テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等）を得るための施設において、異物の除去、洗浄、 破碎その他の処理をし、フレーク又はペレット等のプラスチック原料を得ることにより再商品化 がされる。当該プラスチック原料は、プラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用さ れる。		(2) 減容顆粒品又はインゴットを得ることなくペレットを得るための施設において、白色の発泡スチロール製食品用トレーに係る分別基準適合物に対し、異物の除去、破碎その他の処理をし、減容顆粒品又はインゴットを得ることなくペレットを得ることにより再商品化がされる。当該ペレットは、発泡スチロール製食品用トレイその他プラスチック製品等の原材料として利用される。	
(3) ペレット等のプラスチック原料を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破碎その他の 処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得ることにより再商品化がされる。当該プラスチック原料は、プラスチック製品等の原材料として利用される。		(3) ペレット等のプラスチック原料を得るための施設において、異物の除去、破碎、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得るために施設において、異物の除去、破碎、脱塩素、 の他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得ることにより再商品化がされる。当該還元剤は、高炉において鉄鉱石を還元するために利用される。	
(4) 高炉で用いる還元剤を得るために施設において、異物の除去、破碎、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得ることにより再商品化がされる。当該還元剤は、高炉において鉄鉱石を還元するために利用される。		(4) コーケス炉で用いる原料炭の代替物を得るために施設において、異物の除去、破碎、脱塩素、 の他の処理をし、コーケス炉で用いる原料炭の代替物を得ることにより再商品化がされる。当該原料炭の代替物は、コーケス炉においてコーケス、炭化水素油並びに水素及び 一酸化炭素を主成分とするガスの原材料として利用される。	
(5) 炭化水素油を得るために施設において、異物の除去、破碎、脱塩素、熱分解、精製その他の 処理をし、炭化水素油を得ることにより再商品化がされる。当該炭化水素油は、化学工業等に おいて原材料又は燃料として利用される。		(5) 炭化水素油を得るために施設において、異物の除去、破碎、脱塩素、熱分解、精製その他の 処理をし、炭化水素油を得ることにより再商品化がされる。当該炭化水素油は、化学工業等に おいて原材料又は燃料として利用される。	
(6) 水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得ることにより再商品化がされる。当該水素及び 一酸化炭素を主成分とするガスを得るために施設において、異物の除去、破碎、熱 分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得ることにより 再商品化がされる。当該ガスは、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。		(6) 水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るために施設において、異物の除去、破碎、熱 分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得ることにより 再商品化がされる。当該ガスは、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。	
(7) 令第一條第二号に掲げる燃料として利用される製品を得るために施設において、異物の除去、 破碎又は破碎その他の処理をし、当該製品を得ることにより再商品化がされる。		(7) 令第一條第二号に掲げる燃料として利用される製品を得るために施設において、異物の除去、 破碎又は破碎その他の処理をし、当該製品を得ることにより再商品化がされる。	
4 各年度において再商品化がされる量の見込み		5 規則第四条第六号に定める分別基準適合物（以下「プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物」という。） 各年度において再商品化がされる量の見込み	
平成二十六年度から平成三十年度までの各年度において再商品化がされるプラスチック製容器 包装に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおり と見込まれる。		6 規則第四条第六号に定める分別基準適合物（以下「プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物」という。） 各年度において再商品化がされる量の見込み	
1 規則第四条第六号に定める分別基準適合物（以下「プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物」という。） 各年度において再商品化がされる量の見込み		7 規則第四条第六号に定める分別基準適合物（以下「プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物」という。） 各年度において再商品化がされる量の見込み	

4 その他再商品化の実施に関し重要な事項
プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

所 在 地	カレット化施設 の 種 別
北海道 (六か所)	
青森県 (三か所)	
岩手県	
宮城県	
秋田県	山形県 (二か所)
福島県	福島県 (二か所)
茨城県	茨城県 (二か所)
群馬県	群馬県 (二か所)
埼玉県	埼玉県 (四か所)
千葉県	千葉県 (二か所)
東京都	東京都
神奈川県 (三か所)	新潟県
富山県	福井県
長野県	山梨県
岐阜県	岐阜県 (二か所)
静岡県	静岡県 (二か所)
愛知県	愛知県 (二か所)
三重県	三重県 (二か所)
滋賀県	
兵庫県	兵庫県 (五か所)
大阪府	大阪府 (四か所)
岡山县	岡山县
山口県	山口县
徳島県	徳岛县
愛媛県	愛媛县 (二か所)
福岡県	福岡县 (四か所)
熊本県	
宮崎県	
鹿児島県	
(五か所)	

別表第二

所 在 地	施 設 の 種 別	古製紙原料等を得るための施設又は古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、 紙破碎解纖物等を得るための施設
別表第三	施 設 の 種 別	固形燃料を得るための施設
所在地	施設の種別	
北海道 (八か所)		
宮城県 (二か所)		
埼玉県 (二か所)		
千葉県 (六か所)		
東京都 (三か所)		
神奈川県 (三か所)		
新潟県 (二か所)		
富山県 (五か所)		
石川県		
長野県 (二か所)		
岐阜県 (二か所)		
愛知県 (七か所)		
三重県		
大阪府 (二か所)		
広島県 (二か所)		
福岡県 (三か所)		
山口県 (二か所)		
佐賀県		
長崎県 (二か所)		
熊本県		
大分県		
鹿児島県 (二か所)		
北海道 (三か所)		
岩手県		
宮城县		
茨城県 (二か所)		
埼玉県		
千葉県		
神奈川県 (二か所)		
新潟県 (二か所)		
富山県		
長野県		
静岡県		
長野県		
大阪府		
広島県		
熊本県		
(二か所)		

別表第五	所 在 地	施 設 の 種 别	古紙破碎解纖物を得るための施設
			フレーク又はペレット等のプラスチック原料を得るための施設
北海道	北海道	施設の種別	
滋賀県	新潟県	施設の種別	
三重県	富山県	施設の種別	
愛知県	石川県	施設の種別	
静岡県	長野県	施設の種別	
岐阜県	福井県	施設の種別	
福岡県	東京都	施設の種別	
佐賀県	神奈川県	施設の種別	
長崎県	埼玉県	施設の種別	
熊本県	千葉県	施設の種別	
(三か所)	茨城県	施設の種別	
佐賀県 (二か所)	群馬県	施設の種別	
長崎県 (二か所)	栃木県	施設の種別	
熊本県 (三か所)	福島県	施設の種別	
福岡県 (三か所)	秋田県	施設の種別	
滋賀県 (二か所)	宮城県	施設の種別	
大阪府 (二か所)	岩手県	施設の種別	
広島県 (三か所)	青森県	施設の種別	
長崎県 (二か所)	北海道 (三か所)	施設の種別	

別表第六		別表第七		別表第八	
所 在 地	施 設 の 種 別	所 在 地	施 設 の 種 別	所 在 地	施 設 の 種 別
北海道（二か所）	減容顆粒品若しくはインゴットを得るためにの施設又は減容颗粒品若しくはインゴットを得るためにの施設	北海道（四か所）	ペレット等のプラスチック原料を得るためにの施設	北海道（二か所）	ペットボトル等の原料となるポリエスチル原料を得るためにの施設
宮城県		青森県（三か所）		宮城県（三か所）	
山形県		福島県（三か所）		秋田県（三か所）	
茨城県		群馬県（三か所）		埼玉県（五か所）	
東京都		千葉県（二か所）		東京都（二か所）	
新潟県		神奈川県（三か所）		新潟県（三か所）	
富山県		福井県（二か所）		富山県（二か所）	
長野県		長野県（三か所）		長野県（三か所）	
岐阜県		岐阜県（三か所）		岐阜県（二か所）	
静岡県		静岡県（三か所）		静岡県（二か所）	
三重県		三重県（二か所）		三重県（二か所）	
滋賀県		滋賀県（二か所）		滋賀県（二か所）	
大阪府		（二か所）		（二か所）	
鳥取県					

別表第八	別表第九	別表第十	別表第十一
神奈川県 広島県	北海道 千葉県 神奈川県 愛知県 福岡県 大分県	高炉で用いる還元剤を得るための施設 コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための施設	所 在 地 施 設 の 種 別 所 在 地 施 設 の 種 別 所 在 地 施 設 の 種 別 所 在 地 施 設 の 種 別
広島県 山口県 徳島県 高知県 福岡県 長崎県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	高炉で用いる還元剤を得るための施設 コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための施設	所 在 地 施 設 の 種 別	

○農林水産省告示第八号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第七十七条の規定に基づき、平成十六年六月十九日農林水産省告示第四十九号（中小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 林 芳正

第九項第一号イ中「委員会」の下に「(次項において「委員会」という。)」を加え、本則に次の二項を加える。
10 法第七十七条の主務大臣が指定する資金は、前各項に規定するもののほか、次に掲げる条件を満たす資金のうち、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第八条第一項に規定する資金を除いたものとする。

一 資金の性質

漁業協同組合（水産業協同組合法第十一條第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合を除く。次号において同じ。）及び漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会を除く。次号において同じ。）が、その経営の改善を図るため、既に借り入れている借入金の全部又は一部を緊急に借り換えるための資金として平成二十九年三月三十一日までに借り入れる資金

二 借受資格者

次に掲げる条件のいずれかを満たすもの

イ 合併後存続し、又は合併によつて設立された漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、その繰越欠損金の額が直近の二事業年度の当期利益金（これらの事業年度のうち合併の日の属する事業年度以前の事業年度の当期利益金にあつては、当該合併に係る漁業協同組合又は漁業協同組合連合会ごとの当期利益金の合計）の平均額の十倍を超えるもののうち、経営改善のための計画を定め、委員会の認定を受けているもの

ロ イに掲げるもののほか、繰越欠損金の額が五千万円以上であり、当該繰越欠損金の額が直近の二事業年度の当期利益金の平均額の十倍を超える漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、経営改善のための計画を定め、委員会の認定を受けているもの

ハ イ又はロに掲げる漁業協同組合又は漁業協同組合連合会以外の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、経営改善のための計画を定め、水産庁長官の認定を受けているもの

三 融資機関

水産業協同組合法第十一條第一項第三号の事業を行つ漁業協同組合、同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行つ漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合

○財務省告示第九号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第五第一号の2の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正し、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 林 芳正